# こんにちは 家畜保健衛生所です 🕫 🗷

家畜改良増殖法に基づき、**精液・受精卵の流通管理を 徹底しましょう**  (1枚目)

#### 特にご留意いただきたい事項

師

家畜人工授精師



畜産農家

# 不正流通や血統矛盾を防止するために徹底しましょう

## 精液・受精卵と証明書の一体的な取扱い



- ✓ 精液・受精卵の使用には正しい証明書が必要です。 このため、
- ① 容器と証明書の記載内容が一致するよう 適切に区分管理をしてください。
- ② 証明書の記載事項(譲渡・経由の確認欄を含む)は正しく記載してください。
- ③ 精液・受精卵の保管場所を施錠する等盗難防止措置を 講じてください。

#### 家畜人工授精簿の適切な記載・保存

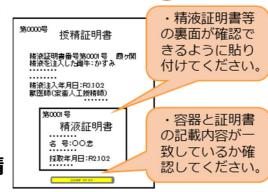


Hit

- ✓ 家畜の改良増殖には血統の正確な記録が必要です。
- ① 家畜人工授精、受精卵移植を行った際は、遅滞なくかつ正確 に記載し、5年間保存してください。
- ② 授精証明書発行前の使用済みの精液証明書、ストローは家畜 人工授精簿に添付するなど、速やかに照合できるように保管して ください。

# 授精証明書・移植証明書の適切な交付

- ✓ 授精証明書・移植証明書は産子の登記等に必要な重要な証明書です。
- ① 精液証明書等を適切に貼り付けて ください。
- ② 交付した写しを5年間保管して ください。
- ③ 家畜人工授精等に実際に使用した精 液等に対応する証明書以外の証明書の 流用はできません。



第000号 精液証明書 名号:00忠 採取年月日:F2:102

第0002号 受精卵証明書 種番名前:酸炉側 雌牛名前:およた 検査年月日:R2,102

# 精液・受精卵の譲渡には 家畜人工授精所の開設届が必要です!!



### 譲渡者が家畜人工授精所の開設届を申請してますか?

✓ 開設届を申請していない場合、精液・受精卵の譲渡は出来ません。(家畜人工授精所を開設する場合は、畜産課(0742-27-7450)にご相談ください)

### 譲受者が種付け・移植予定の雌牛を飼育してますか?

✓ 譲受側が家畜人工授精所ではない場合、譲受者が雌牛を所有していないと譲渡を行うことが出来ません。

# 精液(受精卵)を廃棄の際にはご注意ください! 師



- ✓ 廃棄された精液・受精卵やこれに添付される証明書が第三者に拾得され、不正に流通し、又は使用されることがないように処分をお願いします。
  - ①精液·受精卵
    - → 煮沸や常温放置等により失活させる
  - ②精液・受精卵に対応する証明書
    - → 証明書全体にペンで×を記載又はスタンプで押印、割り印を押す等の処理を実施





第 (金号文は記号) 家畜人工授精用	精被証明書
接套证明器套号	傾割の等級
86	
家商登録機関名及び登録番号	
(6) 知及CS/LV(6)	
杨波探取年月日	
権高額異者の氏名又は名称及び住所	
献医師 (京海人工授権師) の登録番号 (免許番号) 及び住所、氏名	

併せて、廃棄に際し、確実な廃棄が担保されるよう、可能な限り県職員等の**第三者立ち会いのもと廃棄**をお願いします

家畜保健衛生所業務第一課 0743-59-1700 家畜保健衛生所業務第二課 0745-62-2440